

生駒市条例第 39 号

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

生駒市立老人憩の家条例（昭和 46 年 7 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表生駒市立老人憩の家の項を削る。

第 10 条から第 14 条までを削り、第 15 条を第 10 条とし、第 16 条を第 11 条とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。